

(4) 第三者販売・直荷引きの弾力化

この主要なポイントは、「卸売業者の第三者販売や仲卸業者の直荷引きに係わる規制を緩和する」ことにある。

これは、卸売業者、仲卸業者は、自らリスクを取ることにより、ビジネスチャンスを拡大できることを意味している。

具体的には、卸売業者が仲卸業者を通さず小売業者に販売すること、仲卸業者が卸売業者を通さず出荷団体から購入することが可能となる。

しかし、それを可能とするには、高度のマーケティング力を必要とする。こうしたマーケティング力アップのための人材育成が不可欠である。

(5) 卸売手数料の弾力化

この主要なポイントは、「機能やサービスに見合った手数料を徴収できるよう、卸売手数料を弾力化する（平成21年4月から施行）」ことにある。

卸売手数料を戦略的に活用することにより、卸売業者は、取扱品目の充実を図ることが可能となる。手数料を引き下げることが出荷団体にとっては魅力ある市場となる。その結果、豊富でかつ品質の良い商品が集まることとなり、小売店も当該市場から商品を買うこととなる。

しかしながら、出荷団体との相対的力関係や他市場との競争関係において、卸売手数料は大きく影響を受けることとなるため(手数料の値引き競争も発生する)卸売業者は、こうした競争に耐えることが出来る経営体質の改善を求められる。

当然ながら、出荷団体との交渉においてバーゲニング・パワーを行使するには、経営統合などにより、商品取扱金額規模や経営力を強化する必要がある。他市場と比べて、卸売手数料が高ければ、出荷団体は他市場へ商品を出荷することとなる。その結果、品数が少なく、低品質の商品しか集まらなくなり、小売店などの顧客は離れていくこととなる。

卸売業者が出荷者から定率で受け取っていた手数料を自由化すれば、卸売市場間の競争は一気に加速すると見込まれる。時代の流れから取り残されないためにも、岡山市中央卸売市場においては、卸売業者、仲卸業者ともに、早急に経営体質の強化・改善を図る必要がある。

現状の物流システムを考慮すれば、岡山の大規模小売店は、商品の仕入れを岡

山中央卸売市場に限定する必然性はなくなりつつあることを、市場関係者は強く認識する必要がある。

卸売手数料の自由化によって、卸売市場間、卸売業者間の競争関係は厳しくなる。

(6) 卸売市場再編の促進

この主要なポイントは、「中央卸売市場のうち地方卸売市場への転換が必要な市場を位置付ける」ことと、「卸売市場の再編を円滑に進めるための手続規定を整備する」ことにある。

これは、中央卸売市場としての機能を担うことが困難な市場に関しては、地方卸売市場へ転換を促すものである。地方卸売市場は、都道府県知事の許可で開設可能であるし、地方卸売市場の卸売手数料はそもそも全国一律な定額制ではないので、中央卸売市場から地方卸売市場への転換は、卸売手数料弾力化を進めるものといえる。

しかし、現状では岡山市中央卸売市場を地方卸売市場に転換する必要性と相当性については、農水省の定める基準に該当しないとされていることもあり、関係者に明確には認識されてはいない。

ただし、図表20のとおり、岡山市中央卸売市場の会計の実態を企業会計の手法によって分析すると、現時点の決算報告書上の黒字決算は実態として正確に市場会計の姿を示しているとは言いがたく、卸売市場の再編も含む改革は真剣に検討すべき事柄というべきである。

(7) 卸売業者及び仲卸業者の業務内容の多角化

この主要なポイントは、「兼業等の届け出制を廃止する」ことと、「市場外での販売活動に関する規制を緩和する」ことにある。

卸売業者・仲卸業者も市場外での販売が可能となれば、新たなビジネスチャンスを開拓できることとなる。この事を通じて、経営体質の改善を図ることも可能となる。卸売業者・仲卸業者とも、新たな制度を前向きに活用すべく検討する必要がある。

(8) 市場開設者による仲卸業者に対する経営強化、統合の誘導

市場開設者は、経営状況の良くない業者に対しては経営改善措置の勧告を行う必要がある。取引規模が小さくて、経営状況の良くない仲卸業者に対しては、他者との経営統合などを積極的に提案すべきである。

最低でも、市場施設の利用料金の滞納などは認めるべきでない。市場開設者として提供しているサービスに対しては、適正な利用料金を請求し、厳格に徴収する必要がある。適正に設定されたサービス料金すら支払えないような経営状態の業者には、厳しく経営改善措置を執る必要がある。市場開設者は、この点を強く認識する必要がある。

(9) 市場開設者による取引情報公表の充実

これの主要なポイントは、「より透明性の高い市場取引を確保する観点から公表内容を充実する」ことにある。

これは当然のことであり、価格情報だけでなく、商品の品質情報も公表することにより、消費者からの信頼度も向上する。これは、市場開設者にとって重要である。

以上で見てきたように、改正の内容は多岐にわたるが、平成11年度の改正で、(2) 商物一致規制の緩和や、(3) 買付集荷の自由化等はすでに触れられており、さらに緩和の要件を拡大したと理解される。(4) 第三者販売・直荷引きの弾力化も注目される。

平成16年度の改正において最も重要で卸売業者の経営に直接的な影響を与えらると思われるのは、(5) 卸売手数料の弾力化 及び (6) 卸売市場再編の促進 の条項である。

4 卸売市場再編の促進

平成11年度の卸売市場法改正でも卸売市場再編は取り上げられていたが、再編の基本指針は提示されていなかった。平成16年度の改正では「中央卸売市場から地方卸売市場への転換」の促進が明記され、また卸売市場再編のための具体的手続規定が定められた。

取扱数量等が基準数量を満たしていない卸売市場は、中央卸売市場から地方卸売市場への転換を図ること、および、卸売市場の統廃合を含めた再編措置を実施すること等が記述されている。

既存の中央卸売市場においては、再編の基準として、取引数量が、

- (1) 開設区域の需要量未満の場合
- (2) 取扱数量が一定規模未満の中央卸売市場
 - ア 青果物にあつては65,000トン未満
 - イ 水産物にあつては35,000トン未満
 - ウ 花きにあつては6,000万本相当未満
- (3) 取扱数量が、直近で3年間連続減少し、かつ3年前を基準年とする取扱数量の減少が見られる中央卸売市場
 - ア 青果物にあつては9.9%以上の減少
 - イ 水産物にあつては15.7%以上の減少
 - ウ 食肉にあつては10.5%以上の減少
 - エ 花きにあつては7.4%以上の減少
- (4) 以下のいずれかに該当する中央卸売市場
 - ア 市場事業会計に対する一般会計からの拠出金が3年間連続して総務省の基準を超過する。
 - イ 主たる卸売業者が3年連続して経営改善命令の基準に該当する場合。「これら指標の3点以上に該当するものは、中央卸売市場の再編に取り組むこととする」となっている。

現時点では、岡山市中央卸売市場は上記の基準に該当しない。

5 卸売市場再編の背景

卸売市場再編の背景には、卸売業者および仲卸業者の経営問題がある。卸売業者・仲卸業者の経営危機は、中央卸売市場の開設者である地方公共団体の会計にも影響を与えている。中央卸売市場の市場会計は、全国的に見た場合（平成15年度）、一般会計からの繰入金の割合は27.8%となっている。地方公共団体にとって、負担になっており、この点からも卸売業者・仲卸業者の経営統合や、中央卸売市場の地方卸売市場への転換を進め、卸売市場全体の経営改善を図っていくというねらいが、平成16年度の卸売市場法改正にある。

またこの改正では、この転換に関して市場開設者の地位の承継(第13条の3)をあげており、考え方の根底には民間的手法を取り入れやすくして地方公共団体の市場会計を改善するねらいもある。

こうした卸売市場法の改正からみて、将来的には岡山市中央卸売市場も、

- (1) 市場の民設民営化
- (2) 岡山県内他市場との経営統合
の必要性がある。

しかし、もっとも緊急性があるものは、

- (3) 卸売業者の経営体質強化・改善（経営統合も視野に入れる）
- (4) 仲卸業者の経営統合などによる経営体質強化・改善
などであり、これらを強力に推進する必要がある。

6 卸売業者の経営問題

この問題の背景には、青果物、水産物共に卸売市場経由率（取扱数量）の低下および卸売価格（単価）の低迷が挙げられる。卸売業者の収益は、せり売りないしは相対取引で決まる価額（単価×取引数量）を仲卸業者・売買参加者に販売し、この代金を産地・出荷者に送付するに際し、そこから一定の手数料を徴収することからなる。

手数料が定率の場合、当該商品の単価と取引数量でその収益は決まる。卸売手数料が主たる収入源である卸売業者にとり、卸売市場における取扱高の減少は業者の

経営に打撃を与えることになる。

取扱量減少の結果、卸売業者、仲卸業者の1者当たりの取扱金額が減少し、一方、卸売関係の営業コストは固定費部分が大きな割合を占めているため、取扱金額減少に対応して費用削減をすることは容易でない。そのため、経営改善をするには、取扱金額の増加を図る必要がある。それを実現するには、経営統合などにより、1者当たりの取扱金額を増加させるより他に有効な手段はない。また、経営状態が良くなれば、従業員への支払賃金も改善でき、それによって、優秀な人材確保も可能となる。

青果物、水産物の卸売市場経由率が低下してきた要因としては、

- (1) 外食産業による食材需要が増大し、それらの取引が卸売市場を必要としないこと。
- (2) 消費者の冷凍食品需要が増加し、冷凍食品企業は原材料の調達を卸売市場以外で確保していること。
- (3) 輸入農水産物が増加し、これらは必ずしも卸売市場を経由しないで取引されていること。
- (4) 農産物直売所が多数設置されたため、消費者が直接農家から農産物を購入する場所や機会が増えたこと。
- (5) インターネットなどの通信手段を利用して、個別農家が消費者と直接結びつき、商品を宅配により消費者に届けるため、卸売市場を必要としないこと、などの要因が考えられる。

今後とも、このような、卸売市場以外の情報通信システムや物流システムが整備されていくため、容易に農水産物の卸売市場経由率が向上する状況にはない。

こうした卸売市場以外の流通システムと競争し、負けなだけのメリットを提供できなければ、卸売市場は淘汰される運命にあることを認識する必要がある。

7 市場開設者の役割

市場開設者は、単に、箱物としてのハード（施設）の整備・管理だけでなく、卸売業者・仲卸業者、売買参加者などの市場関係者に対するソフト面でのサービス提供も通じて、市民に対して、「安全」「安心」な食品を安定的に供給するとい

う使命を持っている。

市場開設者は、市場取引のインフラを支える役割が大きいものの、インフラの中身は、施設などのハードだけでなく、物流における情報分析や卸売業者・仲卸業者などへの経営アドバイス等のソフト・インフラも重要な役目である。こうした、ハード・ソフト両面からのインフラを支え得る人材を、市場開設者は保持し更に育成する必要がある。

しかし、現状では、卸売市場の職員の大半は岡山市役所からの出向者であり、市役所からの出向者は、数年単位（早い者で2年、平均4.8年といわれている。）で入れ替わっている。また、嘱託職員を市場独自に採用しているが、給与体系は、市役所の嘱託規定を準用しており、また、一年契約になっている。

管理者が行使できる人事権や業務執行がこのような状況のままでは、卸売市場の将来ビジョンの中で、適材適所の人事配置や長期間にわたる人材育成などについて有効性を期待できない。

卸売市場独自に人材を雇用し、戦略的ビジョンの下で人材育成をし、そうして育った人材に重要な役職を担わせるような人事権を直ちに行使することが市場開設者である岡山市長から選任された管理者の重大な役割である。

ただし、優秀な卸売業者・仲卸業者を育成し、市場を活性化するためのハード・ソフト面からの体制整備も必要ではあるが、そのために管理機能や費用の肥大化を招くことは厳禁である。

市場開設者は、提供するサービスに対しては適正な料金をチャージし、そうした料金を支払えない経営状況の悪い業者に対しては、経営改善勧告を出し、最悪の場合には、市場から退出を勧告するくらいの厳しい姿勢が必要である。卸売市場を維持するために多額の税金投入をしていることは、間接的に見ると、税金支出を通じて、市民は高価な農水産物を購入しているに等しい状況に置かれていることとなることを認識しなければならない。

中央卸売市場の基本目的は、「市民に対して、安全・安心な生鮮食料品を、安定価格で安定的に供給する」ことにあることを忘れてはならない。卸売業者や仲卸業者のためにだけ中央卸売市場が存在しているのではない。

第4 実施した監査の内容

「岡山市市場事業の損益計算書及び貸借対照表の推移」

岡山市市場事業部では、平成14年4月1日より地方公営企業法を全部適用しており、平成14年度から損益計算書及び貸借対照表を作成している。

岡山市市場事業部の損益計算書の推移は、図表9のとおりである。

(図表9) 平成14年度～17年度 岡山市市場事業 損益計算書

(単位：円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1 営業収益	761,175,409	728,588,391	728,129,794	716,396,407
(1) 売上高割使用料	177,803,396	169,858,774	167,481,427	159,448,892
(2) 施設使用料	434,129,432	420,926,356	414,844,914	419,204,166
(3) 雑収益	149,242,581	137,803,261	145,803,453	137,743,349
2 営業費用	909,799,509	842,726,311	819,246,229	815,576,387
(1) 市場管理費	715,352,637	659,381,840	646,328,502	649,345,538
(2) 減価償却費	194,409,622	183,344,471	172,852,425	166,223,049
(3) 資産消耗費	37,250		65,302	7,800
営業利益	△ 148,624,100	△ 114,137,920	△ 91,116,435	△ 99,179,980
3 営業外収益	281,022,888	254,587,893	245,418,767	268,512,402
(1) 受取利息及び配当金	492,095	493,387	339,116	325,104
(2) 他会計補助金	273,436,000	248,780,262	239,775,563	234,694,033
(3) 簡易郵便局受託収益		5,146,943	5,104,288	29,255,000
(4) 雑収益	7,094,793	167,301	199,800	4,238,265
4 営業外費用	115,804,993	95,188,721	78,910,027	99,799,482
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	103,969,274	88,861,967	74,005,371	59,000,805
(2) 消費税	5,694,500	4,669,054	4,819,779	29,255,000
(3) 雑支出	6,141,219	1,657,700	84,877	11,543,677
経常利益	16,593,795	45,261,252	75,392,305	69,532,940
5 特別利益	14,819,030	44,745,329	37,575,111	37,351,450
(1) 過年度損益修正益	14,819,030	1,657,489	929,111	3,476,450
(2) 固定資産売却益		3,441,840		
(3) 他会計繰入金		39,646,000	36,646,000	33,875,000
6 特別損失	11,647,997	43,140,756	35,898,000	99,204,338
(1) 過年度損益修正損	11,647,997	3,494,756		66,544,338
(2) 特別修繕費			35,898,000	32,660,000
(3) 特別修繕引当金繰入		39,646,000		
当年度純利益	19,764,828	46,865,825	77,069,416	7,680,052
前年度繰越利益剰余金		3,764,828	3,030,653	5,100,069
当年度末処分利益剰余金	19,764,828	50,630,653	80,100,069	12,780,121

岡山市市場事業部の貸借対照表の推移は、図表10のとおりである。

(図表10) 平成14年度～17年度 岡山市市場事業 貸借対照表

(単位:円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産の部				
1 固定資産				
(1)有形固定資産				
イ土地	2,217,859,157	2,217,859,157	2,217,859,157	2,217,859,157
ロ建物	5,497,854,971	5,497,854,971	5,497,854,971	5,522,075,133
減価償却累計額	151,425,170	296,263,488	430,656,060	569,783,225
ハ構築物	905,413,065	906,998,565	915,998,565	1,227,489,588
減価償却累計額	25,240,628	45,749,165	65,893,968	89,603,240
ニ機械及び装置	485,785,930	485,785,930	485,785,930	465,814,308
減価償却累計額	17,209,006	34,472,665	51,736,324	68,280,974
ホ車輛及び運搬具	1,367,550	2,277,550	2,277,550	2,277,550
減価償却累計額	235,575	571,200	980,700	1,390,200
ヘ工具器具及び備品	5,557,246	7,362,246	7,214,213	7,225,198
減価償却累計額	299,243	697,575	1,255,306	1,815,782
ト建設仮勘定			2,950,000	
有形固定資産合計	8,919,428,297	8,740,384,326	8,579,418,028	8,711,867,513
(2)投資等				
イ投資有価証券	15,650,000	15,150,000	15,150,000	15,150,000
ロ長期貸付金	35,550,000	22,214,000	8,878,000	
ハ基金	4,900,000	4,900,000	4,900,000	
ニその他投資等	13,262,662	11,220,724	12,631,757	4,959,525
投資等合計	69,362,662	53,484,724	41,559,757	20,109,525
固定資産合計	8,988,790,959	8,793,869,050	8,620,977,785	8,731,977,038
2 流動資産				
(1)現金預金	202,168,063	420,818,101	607,914,667	853,453,413
(2)未収金	32,644,015	30,699,592	31,683,132	106,209,534
(3)前払費用		5,915	62,535	198,481
(4)その他流動資産	151,850,000	82,600,000	68,350,000	39,450,000
流動資産合計	386,662,078	534,123,608	708,010,334	999,311,428
資産合計	9,375,453,037	9,327,992,658	9,328,988,119	9,731,288,466
負債の部				
3 固定負債				
(1)引当金				
イ修繕費引当金	28,056,262	106,285,644	131,813,631	159,787,124
引当金合計	28,056,262	106,285,644	131,813,631	159,787,124
固定負債合計	28,056,262	106,285,644	131,813,631	159,787,124
4 流動負債				
(1)未払金	42,661,178	23,109,447	41,502,977	251,616,872
(2)未払費用	19,183,185	15,800,543	15,322,873	30,538,969
(3)預り金	23,228,082	55,715,391	62,470,321	86,904,312
(4)その他流動負債	151,850,000	82,600,000	68,350,000	39,450,000
流動負債合計	236,922,445	177,225,381	187,646,171	408,510,153
負債合計	264,978,707	283,511,025	319,459,802	568,297,277
資本の部				
5 資本金				
(1)自己資本金	3,265,007,525	3,377,866,046	3,493,488,777	3,627,106,956
(2)借入資本金				
イ企業債	2,118,982,977	1,893,265,934	1,669,220,471	1,628,484,112
資本金合計	5,383,990,502	5,271,131,980	5,162,709,248	5,255,591,068
6 剰余金				
(1)資本剰余金				
イ補助金	3,706,719,000	3,706,719,000	3,706,719,000	3,764,620,000
資本剰余金合計	3,706,719,000	3,706,719,000	3,706,719,000	3,764,620,000
(2)利益剰余金				
イ減償積立金		1,000,000		
ロ建設改良積立金		15,000,000	60,000,000	130,000,000
ハ当年度末処分利益剰余金	19,764,828	50,630,653	80,100,069	12,780,121
利益剰余金合計	19,764,828	66,630,653	140,100,069	142,780,121
剰余金合計	3,726,483,828	3,773,349,653	3,846,819,069	3,907,400,121
資本合計	9,110,474,330	9,044,481,633	9,009,528,317	9,162,991,189
負債・資本合計	9,375,453,037	9,327,992,658	9,328,988,119	9,731,288,466

「岡山市市場事業の収入と適正な収入確保の必要性」

「主要な市場収入」

市場収入は、

- 1 市場使用料
- 2 施設使用料
- 3 一般会計繰入金
- 4 企業債の発行
- 5 補助金

が5本柱である。

したがって、この5本柱を検討する。

1 市場使用料

(1) 概要

平成17年度決算における業種別の市場使用料（売上高割使用料）及び業者数の内訳は図表11のとおりである。

ただし、決算数値の消費税の会計処理方法は税抜処理である。

(図表11)

(単位：者、千円)

	卸売業者		仲卸業者		合計	
	業者数	使用料	業者数	使用料	業者数	使用料
青果部	2	60,784	17	1,720	19	62,504
水産物部	2	79,965	14	2,208	16	82,173
花き部	1	14,570	3	199	4	14,769
合計	5	155,319	34	4,127	39	159,446

市場使用料は、卸売業者の場合、岡山市中央卸売市場業務条例（以下、「業務条例」という。）第82条により、卸売金額の1,000分の3の範囲内で規定で定めるとされている。これを受けて、岡山市中央卸売市場業務条例施行規程（以下、「施行規程」という。）第89条により、卸売金額の1,000分の2.6と定められている。

仲卸業者については、業務条例第60条第2項の規定により、許可又は承認を受

けて、市場の卸売業者以外の者から買い受けて販売する場合には、卸売業者と同様の市場使用料が徴収される。

(2) 監査の視点

- ア 岡山市中央卸売市場の経営を安定化するためには増収を図る必要があり、受益者負担の観点から適正な市場使用料が徴収されているか。
- イ 市場使用料の計算根拠は適正に計算されているか。
- ウ 市場使用料の徴収は適切に事務処理されているか。
- エ 長期間未収のまま滞留しているものはないか。

(3) 監査手続

- ア 市場使用料の経理帳簿（内訳簿）と「調定決議書兼振替伝票」を照合した。
- イ 市場使用料の経理帳簿（内訳簿）と卸売業者及び仲卸業者から報告された卸売金額（販売金額）の集計表の照合を行い、市場使用料が適正に計算されているかを確認した。
- ウ 仲卸業者については、「買入物品販売届出書」及び「卸売業者以外の者からの買入販売許可申請書」と照合し、承認された取引に基づき、市場使用料が適正に計算されているかを確認した。
- エ 未収金明細書など関係資料を査閲し、監査日現在の長期滞留のものがないかどうかを確認した。

(4) 監査の結果及び意見

ア 市場使用料の適合性

卸売業者の市場使用料について検証した結果、日別取扱量及び金額集計表に基づき適正に請求処理されているものと認められた。

また、仲卸業者の市場使用料について検証した結果、販売許可申請書を受けて取引された販売集計表に基づき適正に請求処理されているものと認められた。結論として、市場使用料は条例等に適合している。

イ 市場使用料の妥当性【意見】

市場使用料の過去の経緯を示すと次のとおりである。

業務条例については、昭和58年2月の新中央卸売市場開設時に制定された「卸売金額の1,000分の3」のまま一切変更されたことはない。

施行規程については、昭和58年1月に、「卸売金額の1,000分の3、ただし業務開始後3年については1,000分の2.5」と規定された。これは、市場開設当初の卸売業者及び仲卸業者の負担を少しでも減らそうとの理由で3年の期限を区切って軽減措置をとったとのことであるが、その後、業務開始後3年が経過した昭和61年4月に、「卸売金額の1,000分の2.6」に改定されて現在に至っており、特例措置がそのまま継続された結果になっている。

1,000分の2.6が全国の卸売市場のそれと比較してどの程度の水準であるか検討する必要があるため、全国の他の卸売市場の市場使用料について、平成15年度決算統計データより分析した（図表12）。

（図表12）市場使用料（千分比）

（単位：市場数）

	なし	0～1.9	2～2.9	3～3.9	4～4.9	5～5.9	6～	合計
青果部								
法適用	2		14	7	3	1		27
適用外	73	5	36	69	10	9	9	211
水産物部								
法適用	11		8	6	1	1		27
適用外	80	6	34	56	7	18	10	211

（平成15年度決算統計データより）

1,000分の2～2.9の分布のうち、ほとんどが1,000分の2.5であり、1,000分の3～3.9のうち、ほとんどが1,000分の3である。このことから、全国的には1,000分の3を採用している市場が最も多く、次に1,000分の2.5を採用している市場がその半分くらいで続いている。なお、1,000分の4、1,000分の5を採用している市場が、それに続いている。全国の最低は、1,000分の0.3、最高は1,000分の90である。

また、岡山市と同規模程度の法適用の中央卸売市場の市場使用料を比較してみると図表13のとおりである。

(図表13)

	岡山市	宇都宮市	岐阜市	金沢市	徳島市
延施設面積(m ²)	152,084	115,692	132,056	102,942	86,872
料金徴収面積(m ²)	66,554	43,153	48,995	47,503	34,791
年間取扱高(t)	232,667	204,840	295,261	174,418	161,416
年間取扱高(百万円)	66,417	63,826	79,304	86,516	58,191
市場使用料(千分比)	2.6	3.0	3.0	3.0	3.0

(地方公営企業年鑑平成16年度より抜粋)

このように、岡山市と同規模程度の法適用の中央卸売市場の市場使用料と比較してみると1,000分の3を採用しているところがほとんどである。

したがって、岡山市中央卸売市場の市場使用料が1,000分の2.6であることは、平均よりも低率の使用料が過去20年間以上も継続して設定されていたことになる。

業務条例で定めた1,000分の3までは、岡山市と同規模の都市に比較して決して高すぎる水準ではなく、岡山市の財政状況が厳しい現状では、公営企業法が全部適用される卸売市場として、一般会計繰入金をあてにすることなく単独での黒字化を実現すべきであり、そうしないと市民の理解が得られないというべきであり、負担水準を1,000分の3に引き上げることを早急に協議すべきである。

なお、市場使用料として平成17年度に1,000分の3を採用していたと仮定した場合の市場使用料を試算した(図表14)。市場使用料は、24,540千円増加する計算となる(図表14)。

(図表14)

(単位:社、千円)

	卸売業者		仲卸業者		合計	
	業者数	使用料	業者数	使用料	業者数	使用料
青果部	2	70,135	17	1,985	19	72,121
水産物部	2	92,267	14	2,548	16	94,816
花き部	1	16,811	3	230	4	17,042
合計	5	179,215	34	4,764	39	183,979

ウ 収入未済の状況

平成18年3月31日現在の収入未済額15,307,044円は、すべて平成18年3月請求分であり、翌年度の平成18年4月には全て回収されており、監査時点で未済のものは存在しなかった。

2 施設使用料

(1) 概要

平成17年度決算における業種別の施設使用料の内訳は図表15のとおりである。
ただし、決算数値の消費税の会計処理方法は税抜処理である。

(図表15)

(単位:千円)

使用料	青果部	水産物部	花き部	その他	合計
卸売業者売場使用料	20,099	14,349	10,064	1	44,515
卸売場	15,394	10,371	6,119	1	31,887
低温売場棟	4,705				4,705
活魚売場		3,977			3,977
保冷低温売場棟			3,944		3,944
仲卸業者売場使用料	67,735	50,749	5,385		123,870
関連事業者売場使用料				63,885	63,885
金融機関				3,156	3,156
関連事業者店舗				60,729	60,729
福利厚生施設(食堂)使用料	2,522	1,866			4,389
事務所使用料	35,489	34,612	12,303	878	83,283
卸売業者	31,060	28,569	11,188		70,819
その他	4,428	6,042	1,114	878	12,464
倉庫使用料	10,443	4,089	1,813	2,716	19,063
プレハブ倉庫			1,813	2,716	4,530
その他の倉庫	10,443	4,089			14,533
冷蔵庫棟使用料	13,200	25,200			38,400
青果冷蔵庫棟	13,200				13,200
水産冷蔵庫棟		25,200			25,200
加工場使用料	11,750	8,865			20,615
加工場	4,043	3,271			7,315
青果分荷場	1,058				1,058
新設水産加工場		5,593			5,593
バナナ加工場	6,648				6,648
空地使用料	470	166	892	98	1,627

施設使用料は、業務条例第82条及び別表第5により、下記に示すように単位当たりの金額の範囲内で規程で定めるとされている。これを受けて、施行規程第89条及び別表第3により、図表16の示すように定められている。

また、追加情報として施行規程の業務条例に対する軽減割合を計算した(図表16)。

(図表16)

使用料	単位	業務条例 第82条 別表第5	施行規程 第89条 別表第3	軽減割合
卸売業者売場使用料				
卸売場	1㎡につき1月	210円	168円	20.00%
青果部低温売場棟	1㎡につき1月	913円	730円	20.00%
水産部活魚売場	1㎡につき1月	817円	653円	20.10%
花き部保冷低温売場棟	1㎡につき1月	805円	644円	20.00%
仲卸業者売場使用料	1㎡につき1月	1,575円	1,155円	26.70%
関連事業者売場使用料				
金融機関	1㎡につき1月	1,890円	1,890円	—
関連事業者店舗	1㎡につき1月	1,575円	1,155円	26.70%
福利厚生施設(食堂)使用料	1㎡につき1月	1,260円	1,008円	20.00%
事務所使用料				
卸売業者	1㎡につき1月	1,575円	1,260円	20.00%
その他	1㎡につき1月	1,785円	1,250円	30.00%
倉庫使用料				
プレハブ倉庫	1㎡につき1月	1,575円	577円	63.40%
その他の倉庫	1㎡につき1月	1,575円	1,260円	20.00%
冷蔵庫棟使用料				
青果冷蔵庫棟	1棟につき1月	4,845,750円	1,155,000円	76.20%
水産冷蔵庫棟	1棟につき1月	9,153,900円	2,205,000円	75.90%
加工場使用料				
加工場	1㎡につき1月	1,260円	1,008円	20.00%
青果分荷場	1㎡につき1月	1,260円	231円	81.70%
新設水産加工場	1㎡につき1月	1,260円	1,133円	10.10%
バナナ加工場	1棟につき1月	3,638,250円	581,700円	84.00%
空地使用料	1㎡につき1月	21円	21円	—

(2) 監査の視点

- ア 岡山市中央卸売市場の経営を安定化するためには増収を図る必要があり、受益者負担の観点から適正な施設使用料が徴収されているか。
- イ 施設使用料の計算根拠は適正に計算されているか。
- ウ 施設使用料の徴収は適切に事務処理されているか。
- エ 長期間未収のまま滞留しているものはないか。

(3) 監査手続

- ア 施設使用料の経理帳簿（内訳簿）と施設使用料の管理リストを照合した。
- イ 使用面積等の使用条件について、使用申請書と照合した。
- ウ 施設使用料単価が規定に定められた単価と一致するか検討した。
- エ 施設使用料の計算（使用面積×使用料単価）が正確に行われているか検討した。
- オ 施設使用料の請求事務が適切に行われているか検討した。
- カ 未収金明細書など関係資料を査閲し、監査日現在の長期滞留のものがないかどうかを確認した。

(4) 監査の結果及び意見

ア 施設使用料の適合性

施設使用料について検証した結果、市場施設使用指定・許可申請書及び施行規程で定められた単価に基づき適正に請求処理されているものと認められた。

結論として、市場使用料は条例等に適合している。

イ 施設使用料の妥当性【指摘事項】

岡山市中央卸売市場の施設使用料は、関連事業者売場使用料の金融機関対象のもの以外は、全て業務条例の定める金額よりも軽減されていることが判る。冷蔵庫棟使用料、青果分荷場及びバナナ加工場などでは特に業務条例から軽減された施行規程になっている。

全国の他の卸売市場の施設使用料との比較は単純には出来ないが、このようにほぼ全部が軽減され原則と例外が逆転している理由の合理性は明確でない。関連事業者の金融機関は3者いたが既に2者は撤退し1者しか残っていない。公営企業法の全面適用のもとでは、一般会計からの繰出金に依存することなく自立を実現するために業務条例に定める使用料まで負担水準を引き上げることを行うべきであるし、現状の実態を管理者は広く関係者に認識させるべきである。

特に、冷蔵庫使用料が大幅に低減され、条例のとおりである料金と比較して年間1億3,000万円以上の収入が得られていないことは、岡山市中央卸売市場の現在の実質的赤字の原因の最たるものであり、これの抜本的改善なくして地方

公営企業としての黒字化は実現不可能である。

また、水産物冷蔵庫棟と青果物冷蔵庫棟はお互いに距離的に離れていること
によって設備の共用化ができていないという設立当初からの配置の欠点の問題
もあり、また、せりの行われる売場からも離れており、商品の搬出、運搬に余
分なコストがかかるという欠点がある。

ウ 使用許可と異なる内容の使用実態が認められる

市場施設を使用許可する場合、その位置、面積、期間、その他の使用条件を
指定し、使用料を徴収することとなる。

現場視察の結果、関連事業者棟において、明らかに使用許可と異なる内容の
使用実態が認められる。具体的には、通路部分に簡単には移動できない状態で、
冷蔵庫等を設置しているケースが認められる。その他軽微なものとしては、か
なりの業者が通路へ様々な荷物を常時置いている状況にあり、交通上及び衛生
上の観点から問題がある。見た目にも決してきれいな状態ではない。空き店舗
の募集を行う際にも、決して好いイメージはもたれないはずである。

管理者は業者間で不公平感が生じないように、市場施設の管理及び施設利用者
への指導監督を適切に行う必要がある。

エ 収入未済の状況

平成18年9月30日現在の収入未済額の内訳は図表17のとおりである。

(図表17)

(単位：円)

	A	B	C	D	その他5件
H12年度				66,990	
H13年度		401,940		803,880	
H14年度				133,980	
H15年度	194,040		575,820		
H16年度	194,040	66,990	2,009,700		
H17年度		803,880			1,525,813
合計	388,080	1,272,810	2,585,520	1,004,850	1,525,813

関連事業者Aは現在行方不明、関連事業者Dは死亡のため、5年経過を待って順次不納欠損処理を実施している。関連事業者B、C及び平成17年度に請求処理した収入については、遅れがちではあるが、古いものから順次回収を図っている。

3 一般会計繰入金

(1) 概要

ア 一般会計繰入金とは、

一般会計繰入金とは、岡山市の一般会計において負担すべき経費として、岡山市市場事業に対して負担金を支払っており、これを一般会計繰入金（岡山市からみれば、一般会計繰出金）という。

イ 一般会計繰入金に係る制度

一般会計繰入金は、岡山市市場事業会計補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づいて岡山市から交付される。

「交付要綱」は以下のとおりである。

（目的）

第1条 この補助金は、岡山市市場事業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、地方公営企業法第17条の3に基づき一般会計から補助金を交付する。

（補助対象経費）

第2条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該事業年度における営業費用（下記のいずれかに該当する経費を除く。）の30%とする。

(ア) 減価償却費

(イ) 資産消耗費

(ウ) 受託工事費

(エ) 他の補助対象となる経費

(2) 市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還額の2分の1

(3) 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費で、3歳から小学校第3学年終了までの児童を対象とする特例給付に要する額

(4) 市場活性化、経営改善等に要する経費

(5) 緊急修繕計画実施に必要な特別修繕費及び特別修繕引当金

「交付要綱」は、「平成17年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（平成17年4月20日 総務省自治財政局長通知 以下、「総務省通知」という。）を根拠としている。

「総務省通知」は以下のとおりである。

第8 市場事業

1 市場における業者の指導監督等に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

2 市場の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還額（ただし、利子支払額については、平成四年度以降許可債に係るものに限る。）の二分の一とする。

第12

3 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

(1) 趣旨

地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費のうち、三歳から小学校第三学年終了までの児童に係るものに要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

地方公営企業職員に係る児童手当のうち、三歳から小学校第三学年終了までの児童を対象とする特例給付に要する額とする。

ウ 「基準内繰入金」と「基準外繰入金」

原則として、「交付要綱」に規定されている繰入金が「基準内繰入金」である。

一方、「交付要綱」に規定されていない繰入金が「基準外繰入金」である。「基準外繰入金」は、一般的には赤字補填や資金援助のため繰入される。したがって、「基準外繰入金」については、法、条例等の適合性、相応な理由が必要となる。

上記、「交付要綱」第2条のうち(1)～(4)は、一般会計繰入金の中で、「交付要綱」第1条の趣旨に適合する「基準内繰入金」である。また、「交付要綱」の根拠となる「総務省通知」とも適合している。

(5)の「緊急修繕計画実施に必要な特別修繕費及び特別修繕引当金」は、第2概要 7 「老朽化と修繕費」で述べたように、施設の老朽化により、緊急的修繕の必要性及び修繕資金の確保の必要性のため設けられた条項である。

(5)は形式的には、「交付要綱」第2条に規定されているので「基準内繰入金」であるが、実質的には、平成15年度から平成17年度に資金援助を目的として3か年に限定して設けられた規定であり、さらに、岡山市及び岡山市市場事業部は内部資料で「基準外繰入金」として扱っているため、監査人はこれを「基準外繰入金」として検討することとした。

エ 一般会計繰入金の推移は図表18のとおりである。

(図表18)

(単位:千円)

	①	②	③	④	⑤=①～④	⑥	⑦=⑤+⑥
年度	営業費用の30%	企業債支払利息の1/2	児童手当の特例給付分	企業債元金返済額の1/2	基準内繰入額合計	基準外繰入金額	一般会計繰入金合計
平成12年度	226,092	16,429	0	218,459	460,980	47,530	508,510
平成13年度	201,798	16,357	240	179,255	397,650	20,407	418,057
平成14年度	221,072	16,618	380	112,727	350,797	35,366	386,163
平成15年度	203,839	16,103	390	112,858	333,190	68,094	401,284
平成16年度	202,292	15,485	480	112,022	330,279	58,165	388,444
平成17年度	204,844	14,886	350	128,618	348,698	48,489	397,187

①は、「交付要綱」では 第2条 (1)に、「総務省通知」では、第8 2 (1)に該当する。

②は、「交付要綱」では 第2条 (2)に、「総務省通知」では、第8 2 (2)に該当する。

③は、「交付要綱」では 第2条 (3)に、「総務省通知」では、第12 3 (2)に該当する。

④は、「交付要綱」では 第2条 (2)に、「総務省通知」では、第8 2

(2)に該当する。

オ 「基準外繰入金」の内容（上記図表18の⑥）

「基準外繰入金」は、「交付要綱」に規定されていない繰入金をいう。ただし、前述した交付要綱第2条（5）のように、「交付要綱」に規定されているが、「基準外繰入金」としたものも含まれている。

「基準外繰入金」（図表18の⑥）の繰入理由は図表19のとおりである。

（図表19）

（単位：千円）

	「基準外繰入金」の内容及び理由	
平成12年度	47,530	A 企業債償還財源の不足分の補填 47,107 千円 B 簡易郵便局運営財源不足分 423 千円
平成13年度	20,407	A 平成13年打切決算における支出未済に対するものと節減努力によって生じた繰越金 19,166 千円 B 簡易郵便局運営財源不足分 368 千円 A 建設改良財源の不足分補填 873 千円
平成14年度	35,366	C 企業債利息（平成3年度以前許可債の1/2） 35,366 千円
平成15年度	68,094	C 企業債利息（平成3年度以前許可債の1/2） 28,448 千円 D 平成15年度 職員給与費削減分を還元 39,646 千円
平成16年度	58,165	C 企業債利息（平成3年度以前許可債の1/2） 21,519 千円 D 平成15年度 職員給与費削減分を還元 36,646 千円
平成17年度	48,489	C 企業債利息（平成3年度以前許可債の1/2） 14,614 千円 D 平成15年度 職員給与費削減分を還元 33,875 千円

上記、図表19の内容は、以下のとおりである。

A は、地方公営企業法全部適用のため市場事業部に財源を移譲したものの。

B は、市場事業部が運営する簡易郵便局業務の補填。

C は、「総務省通達」（第8 2 (2)）の繰出し基準では「利子支払額については、平成4年度以降許可債に係るものに限る。」としている。市場事業部では、平成3年以前許可債は「基準外繰入金」としている。

D は、交付要綱第2条（5）の規定する「基準外繰入金」である（後述）。

カ 修正損益計算書及び一般会計繰入金の推移

(ア) 修正損益計算書の推移

図表20は、図表9に記載している損益計算書を監査人が企業会計の手法で実態を明らかにする目的で、修正を行いまたは概算を行って作成した修正損益計算書の推移である。

修正点は、以下のとおりである。

- ① 一般会計繰入金は、営業外収益及び特別利益に計上されるが、一般会計繰入金の総額を明らかにするため一括して記載した。
- ② 減価償却費は、平成17年度に過年度修正（修正益 3,476千円、修正損 66,544千円）したが、修正損益計算書では各年度に正確な数値を記載している。ただし、平成13年度は公営企業法適用前のため監査人独自の判断で概算計上している。
- ③ 業者が行う建設事業に対する国庫補助金は、決算書上、営業外収益と営業外費用に両建て計上しているため、記載していない。また、平成13年度の修繕費は、国庫補助金との両建て計上のため、記載していない。
- ④ 平成13年度は、地方公営企業法適用前のため、特別会計より概算で作成した。

(図表20)

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
営業収益	816,036	761,175	728,588	728,130	716,396
営業費用	881,674	900,300	836,046	821,526	815,576
人件費	243,055	250,737	210,338	213,824	218,748
減価償却費	190,909	184,909	176,664	175,132	166,223
修繕費	0	49,386	81,143	48,301	48,363
委託費	127,358	146,799	133,725	130,001	129,250
その他	320,352	268,469	234,176	254,268	252,992
営業利益	▲ 65,638	▲ 139,125	▲ 107,458	▲ 93,396	▲ 99,180
営業外収益	16,485	7,586	5,807	5,643	4,563
営業外費用	131,825	115,804	95,188	78,910	70,544
経常利益	▲ 180,978	▲ 247,343	▲ 196,839	▲ 166,663	▲ 165,161
特別利益			3,441		
特別損失				14,960	24,300
当期純利益 ①	▲ 180,978	▲ 247,343	▲ 193,398	▲ 181,623	▲ 189,461
一般会計繰入金 ②	237,982	273,436	288,426	276,421	268,569
当期純利益 ③	57,004	26,093	95,028	94,798	79,108

(イ) 一般会計繰入金の推移

図表21は、一般会計繰入金と図表9の損益計算書との関係を示したものである。

図表21の⑤は、図表9の「3 営業外収益 (2)他会計補助金」として表示されている。また、図表21の⑥は、図表19 Dの「基準外繰入金」であり図表9の「5 特別利益 (3) 他会計繰入金」として表示されている。図表21の④は、図表19のD以外の「基準外繰入金」である。

(参考)

- (1) 図表21の⑦は、図表20（平成14年度～平成17年度）の一般会計繰入金と一致する。
- (2) 一般会計繰入金のうち、図表18の④ 企業債の元本償還額の2分の1は資本的収支であり、収益的収支を表示した損益計算書には計上されない。

(図表21)

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤= ①～④	⑥	⑦= ⑤+⑥
年度	営業費用の 30%	企業債支払 利息の1/2	児童手当の 特例給付分	基準外繰入 金額	小計	基準外繰入 金額	合計
平成14年度	221,072	16,618	380	35,366	273,436	0	273,436
平成15年度	203,839	16,103	390	28,448	248,780	39,646	288,426
平成16年度	202,292	15,485	480	21,518	239,775	36,646	276,421
平成17年度	204,844	14,886	350	14,614	234,694	33,875	268,569

(2) 監査の視点

- ア 一般会計繰入金の対象は、根拠法令、繰入基準に基づいているか。
- イ 「基準外繰入金」の一般会計での負担は妥当であるか。
- ウ 一般会計繰入金の金額の算出方法は適正であるか。

(3) 監査手続

- ア 一般会計からの繰入金の対象となる経費等について、平成15年度、平成16年度、平成17年度を監査対象として、根拠法令、繰入基準に基づいているか検証した。また、計算チェックを行った。
- イ 「基準外繰入金」については、質問を行い、妥当性を検証した。
- ウ 一般会計繰入金すなわち岡山市民の税金投入の必要性、削減の可能性について検討した。

(4) 監査の結果及び意見

ア 「基準内繰入金」の合法性・繰入基準の準拠性

一般会計繰入金のうち「基準内繰入金」は、監査した平成15年度、平成16年度、平成17年度については、適法であり、繰入基準に準拠していると認められた。